

豆類の安定生産等対策事業

第1 事業の内容

本事業は、畑作物の需要に応じた供給体制の構築に向けて、豆類の安定生産を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 豆類の複数年契約取引

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための複数年契約取引の取組。

2 豆類の新品種導入

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組。

3 豆類の新品種種子の安定生産

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の種子を生産する取組。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(2) 地域農業再生協議会

(3) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(4) その他都道府県が必要と認める種子の生産・供給に関する団体

2 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(1)

は別記様式第 10 号－1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第 10 号－4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、小豆、いんげん及び落花生とする。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を 1 つ設定することとする。

- ・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を 2.0 ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を 2.0 ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の 10 a 当たりの収量を直近 7 中 5 年間の平均と比較して 3.0% 以上増加
- ・事業対象の豆の全体の作付面積に占める新品種の作付面積の割合を 4.0 ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の 10 a 当たりの労働時間を 3.0% 以上削減
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が 2.0% 以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近 5 中 3 年間）の値と比較して 2.0 ポイント以上向上
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が 2.0% 以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近 5 中 3 年間）の値と比較して 1.0 ポイント以上向上
- ・事業実施対象の豆（種子用に限る。）の生産面積全体に占める新品種の生産面積の割合を 1.0 ポイント以上増加

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 豆類の複数年契約取引

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 小豆、いんげん及び落花生の安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援する。
- (2) 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業実施計画の提出時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業実施計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。
 - ア は種前に取引契約を締結していること。
 - イ 事業実施年産を含む複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること。

ウ 契約書において、品目、取引数量及び取引価格が定められていること。（取引価格については、金額が明記されているものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合にあっては、60kg 当たり 4,000 円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。）

エ 受益農業従事者、事業実施主体及び実需者等の三者が契約主体となっていること。（三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間における小豆、いんげん及び落花生の売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。）

（3）補助率は、10a 当たり 4,000 円とする。また、補助対象額は、品目ごとに次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

=（事業実施年産の補助対象となる契約取引数量－事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量）÷当該品目に係る地域の平均単収×補助率

（4）次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

2 豆類の新品種導入

本取組は、次の基準により補助する。

（1）小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組を支援する。

（2）助成対象となる面積は、事業実施年度に新品種の導入を行う取組面積から前年度の取組面積を除いた面積とし、1aに満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた面積とする。

（3）補助率は、10a 当たり 7,500 円とする。

（4）次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

3 豆類の新品種種子の安定生産

（1）小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性の向上に資する新品種の種子を生産する取組を支援する。

（2）助成対象となる面積は、事業実施年度に新品種種子の生産を行う面積とし、1aに満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた面積とする。

（3）補助率は 10a 当たり 20,000 円とする。

（4）種子生産者は、優良な種子の生産のために、都道府県等の関係機関から必要な審査、助言又は指導を受けるものとする。

（5）次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

4 実施要領第6の3に関して、本事業については、複数年契約取引や新品種の導入・種子生産等に向けた調整作業等に時間を要しつゝ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。